

ID: 229

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

処分の概要	減免及び徴収猶予の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市介護保険条例施行規則 第33条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第114号		
【根拠条文】 (減免及び徴収猶予の取消し) 第33条 市長は、前条の保険料の減免及び徴収猶予を受けた者が、その後において減免及び徴収猶予を決定した理由が消滅したとき、又は偽りその他不正な行為により減免及び徴収猶予を受けたときは、その決定を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により減免及び徴収猶予の取消しをしたときは、介護保険料徴収猶予取消通知書(様式第56号)及び介護保険料減免取消通知書(様式第57号)により当該被保険者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 28 年 8 月 15 日 最 終 変 更 年 月 日 年 月 日			